

## 野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和2年9月24日
担 当 部 課	市民部 市民生活相談課
担 当 者	生水
連絡先電話番号	077-587-6063

# 新型コロナウイルス感染症濃厚接触者等 野洲市緊急時生活支援スキームについて

# 1. 課題

◎新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、滋賀県においても患者や病床の状況により、自宅で療養される方が一定数発生する可能性が見込まれている。併せて、患者の増加により、濃厚接触者として一定期間外出自粛の要請を受ける方も増加している状況である。

◎最初に自宅療養者又は濃厚接触者で、近隣に生活を支援できる親族等がない場合は、保健所の指示による自宅での療養または待機期間中の日常生活において、必要となる生活物資等の購入や薬の確保が困難などの課題が生じる。

◎次に自宅療養者又は濃厚接触者が外出できないことで、支援が必要な家族の世話ができないなどの課題も生じる。

◎また、単に個人への支援のみならず感染防止という社会的な役割も考えた場合、自宅療養者又は濃厚接触者は、自宅や施設で外出を控えることとなっているが、実際は生活のためにやむを得ず外出されている可能性についての課題がある。

◎こうした課題に対応するために買い物支援等の生活支援をすることが必要である。

※ 生活支援については、災害等の緊急時と同等のスキームを想定し構築する。

## 2. 生活支援チームの概要

### ◎目的

新型コロナウイルス感染症による、自宅療養者又は濃厚接触者の生活支援を行うため、次の課で野洲市緊急時生活支援チームを構成する。

健康福祉部社会福祉課

健康福祉部障がい者自立支援課

健康福祉部地域生活支援室

健康福祉部こども課

健康福祉部子育て家庭支援課

健康福祉部家庭児童相談室

健康福祉部高齢福祉課

健康福祉部地域包括支援センター

健康福祉部健康推進課

教育委員会学校教育課

市民部危機管理課

市民部市民生活相談課(事務局／連絡窓口)

# 3. 生活支援の概要

## ◎支援対象者

支援対象者は、自宅療養等の期間において市内に住所を有し、支援等を要請した自宅療養者又は濃厚接触者であって、親族等から支援を受けることが困難な者。又は、その他市長が必要と認める者とする。

## ◎支援期間

支援等の期間は、申出があったときから、当該申出に係る自宅療養者又は濃厚接触者が保健所から自宅療養等を指示された期間が終了するまでとする。

## ◎支援体制

- ・チームは2人1組とする。(緊急時生活支援チームの職員)
- ・支援内容については緊急時生活支援チームにおけるケース会議で協議する。
- ・ケース会議で代行支援を行うチーム員を検討し、支援対象者世帯毎に輪番制とする。
- ・支援は平日の8時30分から午後5時15分までとする。
- ・当該支援は原則として自宅療養等の期間中に原則として3回までとする。

## ◎支援内容

- ①食料、生活必需品、衛生品の買い物支援
- ②薬の受け取り支援 など

# 4. 生活支援スキームの流れ

## ① 自宅療養者又は濃厚接触者からの申し出

- ・ 県保健所にて、自宅療養者又は濃厚接触者から生活支援を受けたいとの意思を確認した場合、罹患情報、氏名、住所、連絡先等を含む個人情報について、市民生活相談課に保健所から情報提供がある。
- ・ 自宅療養者又は濃厚接触者から、直接、市役所に支援の要請があった場合は、罹患情報、氏名、住所、連絡先等を含む個人情報の行政との共有について同意書を確保する。

## ② 情報提供又は支援要請を受けた市民生活相談課は、直ちにチームコア会議を開催し、招集すべき所属を決定する。

## ③ チームコア会議は、市民部長、健康福祉部長、健康福祉部政策監、健康推進課長、市民生活相談課長により構成する。

## ④ チームコア会議で決定された所属（構成員）を含め、支援策を検討する「ケース会議」を実施する。

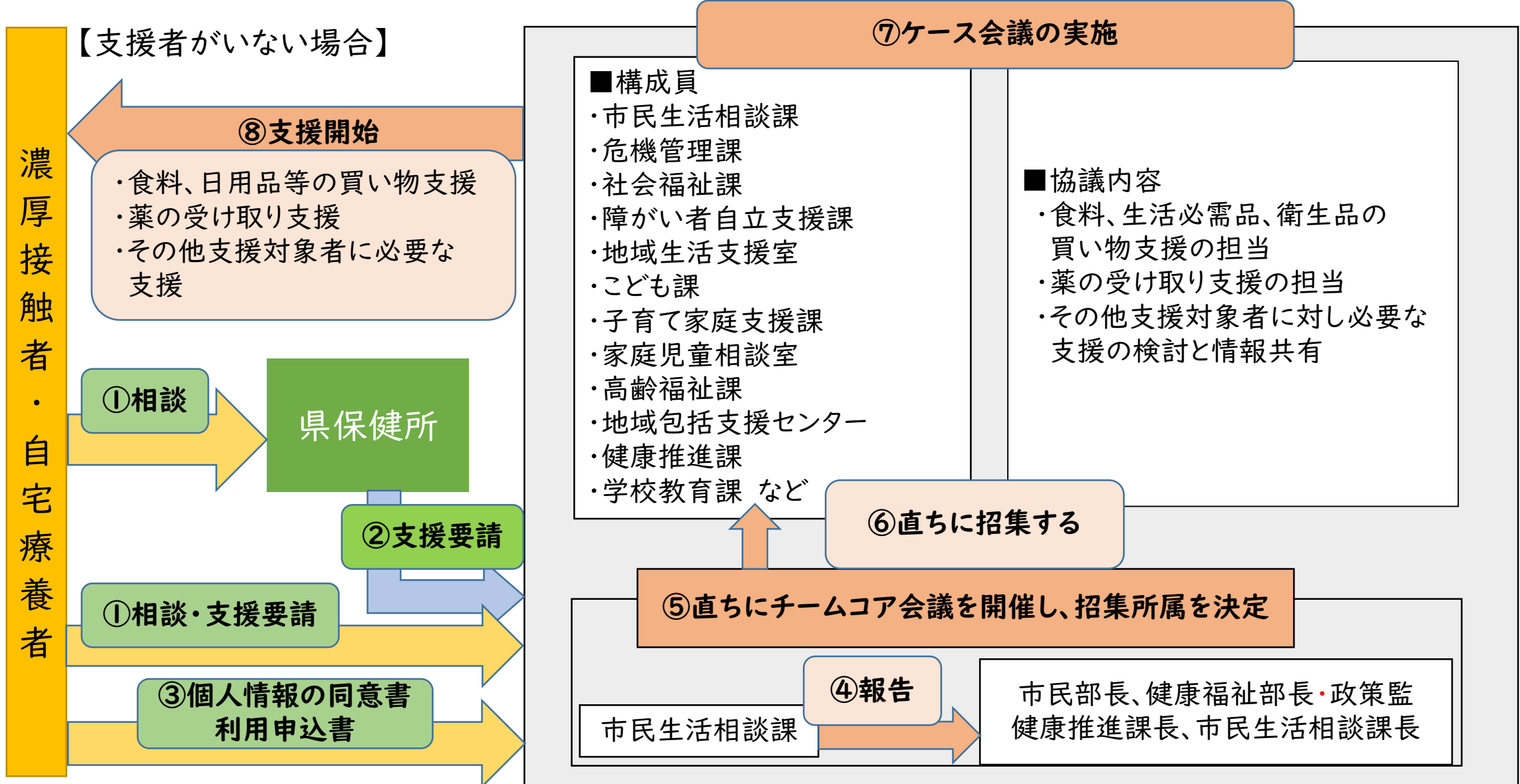
## ⑤ 支援を担当する課については災害対策の福祉班を参考に当番制とする。

### ◎ ケース会議の協議内容

- ・ 食料、生活必需品、衛生品の買い物支援の担当を決める。
- ・ 薬の受け取り支援の担当を決める。
- ・ その他支援対象者に対し必要な支援の検討と情報共有

### ◎ 支援開始日 令和2年9月10日

# 新型コロナウイルス感染症における自宅療養者又は濃厚接触者等発生時の生活支援対応のスキーム



# (参考) 濃厚接触者について

● 「濃厚接触者」とは、<sup>(※1)</sup>「患者(確定例)」「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者等であって、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当することを判断した者。<sup>(※2)</sup>

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

(※1) 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

国立感染症研究所 感染症疫学センター発行(令和2年5月29日版)より

(※2) 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)厚生労働省(令和2年8月25日時点版)より